

第16回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議録

招集年月日	平成16年4月27日(火)					
招集の場所	伊方町民会館 3階研修室					
開会日時及び宣告	平成16年4月27日	午後2時00分	議長	井上善一		
閉会日時及び宣告	平成16年4月27日		午後2時54分			
会議録署名委員	山口和哉		山本眞平		小松道夫	
会長	井上善一					
副会長	中元清吉					
副会長	宮本征士					
委員	氏名	出欠等	氏名	出欠等	氏名	出欠等
	谷藤公敏		坂本竹市		阿部吉馬	
	上野守		大久保光留		松下均	
	小泉和也		阿部道忠		中村敏彦	
	田丸喜一		二宮英喜		小林絹久	
	田中康司		阿部好晴	×	福田一郎	
	山口和哉		山本眞平		清水智素子	
	篠川晴子		宮下寛		福島三郎	
	井上喜樹		井戸本昭夫		中田幸藏	
	樋田剛		石崎照夫		西谷傳	×
	小林栄喜		梶原磯雄	×	其田稔	×
	木下清	×	井上喜代男		清家慎太郎	
	古田宇佐彦		河野ヤヨイ		小松道夫	
	二宮定正		藤村泰昭		村市忠	
	藤井順子		宮本敏光		梶谷吉幸	
	田縁柳太郎	×	谷口利治	×	西川一彌	
	中藤勇		佐々木喜美香		小林文夫	
藤田昭作						
顧問	高門清彦	×				
幹事長	畑中芳久					
副幹事長	清水博義					
	門田勲					
幹事	濱口市作		森口又兵衛		阿部松壽	
	山下和彦		近田三郎		阿部一寿	
合併協議会事務局	増田愛明		山本桂二		坂本明仁	
	加藤克馬		三好要		竹内元昭	
	河上芳輝		明神千登勢			
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					
傍聴人の数	5人					

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ
- 3 . 会議録署名人の指名について
- 4 . 議事

報告

報告第 2 8 号 各小委員会報告について

協議

（継続協議）

協議第 6 号 財産の取扱いについて

協議第 1 5 号 地域審議会の取扱いについて

協議第 2 2 号 各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて

協議第 1 0 号 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について

（新規協議）

協議第 3 4 号 各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについて

協議第 3 5 号 各種事務事業(農業振興事業)の取扱いについて

その他

第 1 7 回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

- 5 . その他
- 6 . 副会長（三崎町長）あいさつ
- 7 . 閉 会

<p>協議会事務局長</p>	<p>皆様、大変お待たせいたしました。一同御起立ください。傍聴者の方もお願いします。礼。御着席ください。</p> <p>本日は大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定により、出席者が過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。</p> <p>ただ今から伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会第16回会議を開かせていただきます。</p> <p>本日の会議は皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>開会に当たりまして、井上会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>井上会長</p>	<p>それでは、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては公私とも何かとお忙しい中、第16回を数えます合併協議会に御出席をいただきまして、こうして開催することができます。心よりお礼申し上げます。</p> <p>この合併協議会、前回町名も決定をし、大方の協議項目につきまして、皆様方の御協力をいただきまして確認済みでございます。一部未協議のもの、継続中のものもございすけれども、大半が協議が調い、合併へ向けて一直線に進んでおるといいう状況の中でございすけれども、今日まで事務当局のすり合わせはもとよりでありますけれども、小委員会におけます皆様方の真摯な御協議等によりまして、今日に至ったということを大変うれしく思います。なかなか新聞報道等を見ますと、あちこちで問題あるいは合併協議が中断したりと言いますか、いろんな難しい局面を迎えておるところもあるようでありますけれども、どうかこの3町の合併協議につきましては残された案件も含めまして、是非皆様方の御理解と御協力をいただきたいと思います。</p> <p>よく大所高所から物事を判断するという表現がございます。ちょっと物の本を読んでおりますと、大臣の場合の呼び名として何とか相、何とか相という、いわゆる「相」、木偏に目という字を書きます。あれはどういうことかと言いますと、木の上に登って高いところから先を見る、そして幅広く全体を見渡す</p>

協議会事務局長	<p>という、そういう意味があるようであります。この協議会に参加しておられます委員の皆様方は、それぞれの町の有識者、トップの方たちでございます。若干高めの位置から全体を見渡す、そしてこの合併協議の先を見る、そういう中に正確な正しい答えが出てくるんじゃないかと思えますし、是非そういうことで引き続き御協力をいただきたいということをお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつといたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p> <p>これよりの議事進行は、規約第10条の規定によりまして、井上会長の進行でよろしく願いいたします。</p>
井上会長	<p>それでは、規約の定めによりまして、私の方で進行をさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>会議次第3番の会議録署名人の指名についてお諮りいたします。</p> <p>会議録署名人の指名は、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>では、本日の会議録署名人に伊方町の山口和哉委員、瀬戸町の山本眞平委員並びに三崎町の小松道夫委員を指名いたします。よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>最初に、報告から願いをいたします。</p> <p>本日の報告は1件でございます。</p> <p>報告第28号各小委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>今回は2つの小委員会を開催いたしておりますので、各委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>なお、質疑は小委員会報告が終わってから一括して行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>では最初に、総務小委員会樋田委員長の方から御報告をお願いいたします。</p>
樋田委員長	<p>失礼をいたします。それでは、私の方から総務小委員会における審議の経過について報告いたします。</p> <p>開催日時、4月19日、午前10時4分から正午の間。開催</p>

場所、伊方町役場全員協議会室。出席者、委員10名、欠席2名でございました。事務局より5名。

協議項目の審議の経過。

継続協議。

町議会議員の任期及び定数の取扱いについて。

先の小委員会において、3町議会代表者会議の結果を受けて審議を行うということで継続審議となっていたため、3町議会議長に議会代表者会議の結果の報告を求め、次の内容で結果報告をいただきました。

議会代表者会議については、多数決により存続が決定され、その後、小選挙区の定数配分の議案を追加議題とする提案がされた。

その提案に対し、伊方町議会委員は、議会代表者会議が存続となった旨を町議会に報告する手順が必要であり、本日は議題協議に応じる権限がないと主張した。

協議をめぐり3町議会間における認識の違いは大きく、伊方町議会委員は退席した。

その後、瀬戸町及び三崎町議会委員は、挙手採決を行い、座長を除く全員が定数は22名とし、そのうち3名を各町に配分し、残り19名を人口割とすることに賛同した。

この報告に関し、更に3町議会議長から今までの協議経過や各町議会の考え方等について詳細な説明を受けて審議を行いました。

その結果、これまでの3町議会間の意見集約にあたっては、総務小委員会から各町議会議長に対して意見集約を依頼したことの見解と、議長や各町議会代表者会における委員の役割等についての認識の違いがあったこと、更に委員からは3町議会間での協議状況が、新町における住民の一体感醸成の方向性について十分に期待できるような結果となっていないのではないかと発言もあり、今回の小委員会において今後の方向性について審議を行い、結果を求めることは時期尚早であり、慎重に対応する必要があるとの結論に至り、継続審議となりました。

以上でございます。

どうも御苦勞でございました。

井 上 会 長

石 崎 委 員 長

次に、企画小委員会石崎委員長の方から御報告をお願いします。

企画小委員会の審議の経過について報告いたします。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時、平成16年4月23日でございます。開催場所、伊方町役場全員協議会室。出席者、委員10名、欠席者2名でございます。幹事、事務局。

協議項目の審議の経過について。

継続協議といたしまして、1番に新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について。

事務局から、新町建設計画(最終案)について説明がありました。県から意見照会の回答があり、主な指示事項は、

1、道路整備事業のうち、県工事負担金について大幅な削減が行われました。理由は、県の道路整備5カ年計画に掲載のない事業負担金は計画に登載できないということでございました。

2、国、県の補助金制度の変更に伴う財源修正を求められました。

専門部会及び幹事会の対応策としまして、

1、道路整備事業の県工事負担金の財源として充当していた合併特例債については、後年度の道路財源として留保し、調整すること。

2、国、県の補助制度等の変更に伴う財源修正を行い、調整すること。

3、合併特例債の配分については、各町の総額の見直しは行わないということで調整し、国や県の補助金の変更に伴う合併特例債の充当は各町の枠の範囲内で調整すること。

4、全体としては、県の指示に伴う必要最小限度の修正とし、今後県との事前協議に臨むことで調整すること。

修正後の本文及び個別事業等の説明を受けた後、審議に入り、道路事業の継続的な整備が必要との意見や県補助事業の考え方などについての説明を求める質問が出されましたが、最終案のとおり承認することとし、今回の合併協議会へ提案するこ

井上会長	<p>とを了承いたしました。</p> <p>今後は、今回の合併協議会において承認をいただき、県との事前協議及び正式協議を一体として進めるということになります。県の事前協議から正式協議が完了するまでに約2カ月程度必要と言われていますが、県との手続が完了して異議がない旨の回答があった時点で企画小委員会にて確認をし、その後合併協議会での最終決定をいただき、新町建設計画を作成していくということで、その最終決定までの間は継続審議といたしました。</p> <p>以上です。</p> <p>御苦労でございました。</p> <p>以上、2つの小委員会の審議の経過及び協議事項の報告があったわけでありませけれども、これについて何か御質疑がございませんか。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特に質疑はないようでございますので、質疑を終了いたします。</p> <p>それぞれ継続審議ということでございますので、今後とも慎重審議をお願い申し上げ、報告を閉じます。</p> <p>次に、協議事項を議題といたします。</p> <p>本日の協議は、継続協議4件と新規協議2件でございます。</p> <p>まず、継続協議から議題といたします。</p> <p>協議第6号財産の取扱いについてを協議議題といたします。</p> <p>この議題につきましては、前回の協議会において提案済みであります。委員さんにおいて、御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第6号財産の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p>

井上会長	<p>せていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、協議第15号地域審議会の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において提案済みであります。御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特にないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第15号地域審議会の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただきます。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。それでは、御確認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第22号各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>この議題につきましても同様、前回の協議会において提案済みであります。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第22号各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただきます。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしということでございますので、確認をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>では次に、協議第10号新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
計画班長	<p>失礼いたします。それでは、お手元の資料、本日お配りしまし</p>

た協議第10号の資料を御準備ください。よろしいでしょうか。

それでは、提案をさせていただきます。

協議第10号新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について。

新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について提出する。

平成16年4月27日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。

新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成。

新町建設計画原案については、市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づき、別紙のとおり定めるものとする。

平成16年4月23日、企画小委員会確認。

それでは、本日お配りの資料、新町建設計画という別紙の資料と3町一体化のための事業という総括表の資料があります。この2つについて提案をさせていただきます。

まず、資料の説明の前に、これまでの経緯を説明させていただいて、提案させていただきます。

これまでの経緯としまして、新町建設計画につきましては、第11回の合併協議会におきまして県との意見集約を行うということで報告をいたし、確認をいただきました。その後、平成15年11月29日に愛媛県へ関係書類の提出を行いました。

前回の合併協議会に報告いたしましたけれども、県の回答が届かず、3月の合併協議会には提案ができませんでした。その後、3月22日に愛媛県から意見照会の回答がありまして、その指示書に対する対応について専門部会及び幹事会において審議し、最終案として企画小委員会に提案を行い、審議した内容について本日御提案をいたします。

先ほど委員長さんの報告にありましたように、県からの指摘事項が主なものとして2点ございました。

まず1点目が、道路整備事業のうち、県工事負担金については大幅な削減が行われました。2番目としましては、国、県の補助制度等の変更に伴い、財源更正を求められました。この2点でございます。

これらの対応策ということで4点について、最終的に全体と

しましては、県の指示事項に伴います必要最小限度の修正ということで、今後県との事前協議に臨むということで調整をしております。

それではまず、本日お配りの別冊3町一体化のための事業、総括表について説明をさせていただきます。A3の大きな表になりますので、開けていただいて、御準備をお願いします。

この資料ですけれども、11月に提案を行いまして、今回指示に伴います修正を行ったものを鉛筆書きで上の欄に変更、修正をしております。その変更、修正について説明をさせていただきます。

3町一体化のための事業ですけれども、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、中ほどの3 - 県営中山間総合整備事業負担金、これは伊方町の事業になりますけれども、県の指示によりまして生態系公園の補助率の減額に伴いまして県費補助の減額が行われております。補助減額分を合併特例債9,000万円について増額をしております。その増額分につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、県営事業負担金から振り替えをしておるということで修正を行っております。

次に、瀬戸町分の事業になります。

4 - 、同じく県営中山間総合整備事業になります。この分につきましては、当初県事業と町事業の2本を一つの事業として記載しておりましたけれども、県の指示によりまして県事業と町事業に振り替えてという2本に修正をしております。県の指示事項によりまして、事業費が確定しています。

次の鉛筆書きのところですが、単独中山間地域総合整備事業につきましては、総事業費2億円、合併特例債充当1億8,660万円という事業内容で今回修正をしております。

次に、下から2段目の4 - 、三崎町の事業になります佐田岬灯台周辺整備事業、これにつきましては県の指示によりまして県営事業での実施採択の見込みでありまして、全体事業の修正を行っております。国費補助の増額、それに伴いまして県費補助の減額、事業内容については鉛筆書きのようなことで修正を行っております。

次に、2ページをお願いいたします。

3町一体化のための事業の合計欄の説明をさせていただきます。

合計欄としまして、総事業費41億6,377万4,000円。合併特例債の欄を御覧いただいたらと思います。合併特例債30億2,400万円と修正をしております。

次に、3ページをお願いいたします。

伊方町の懸案事業の修正分を掲載しております。

主なものについて、先ほど説明をいたしました県営事業負担金の関係、県工事負担金の関係、中ほどになるかと思えます。3 - 道路、県道鳥井喜木津線道路改良事業負担金、この欄を御覧ください。

この分につきましては、先ほど説明いたしましたように当初前年度負担金ベースで10年間で5億円の計画をしております。地方局と本課との方針の違いがありまして、事業年度も短縮の回答がなされました。その理由といたしましては、県の道路整備5カ年計画に掲載がない事業につきましては、後期分の計画に登載ができないという回答がありました。その対応につきまして、専門部会、幹事会での方針の中で、道路財源としまして残額分につきましては、道路財源として後年度分に留保するという考え方をいたしております。そのようなことで県道鳥井喜木津線の事業費について修正をいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

中ほどに4 - 農業の部分で鉛筆書きをしております。この園芸産地再編整備事業につきましては、当初ソフト事業で組んでおりましたので、ハード事業への組み替えをしております。

次のページをお願いいたします。5ページになります。

最終の合計欄の説明をいたします。

総事業費62億6,765万6,000円、同じく合併特例債ですけれども、6億2,410万円の修正を行っております。

次のページ、6ページをお願いいたします。

瀬戸町分の修正事業を入れております。

まず、一番上の1 - 地域分散型サテライト体制推進事業、これにつきましては県の指示によりまして国庫補助制度新設の

見通しが不透明ということで、事業を削除しております。

次に、3 - 道路の町道宇和海線道路改良事業ですけれども、県の指示によりまして県補助事業を町単独事業に修正という説明がありました。県費補助の減額がなされております。理由としましては、県が正式に事業決定していないものについては建設計画に登載できないという方針のもとで、町単独事業に修正をしております。

次に、その下になります。県営事業負担金、これにつきましては、先ほどの伊方町と同様の考え方のもとで事業費の大幅な削減に伴いますことで、対応策としましては後年度分に留保財源として確保するという対応策としております。

もう一つ、次の下ですけれども、3 - 県道三机港線ですが、県の指示で鳥井喜木津線と三机港線という2本に事業を分けてとの指示がありました。

それでは、8ページをお願いいたします。

最終的に、県の指示等によりまして、総事業費の欄、合計の総事業費のところですけれども、30億3,579万円、合併特例債額7億4,340万円という修正をしております。

最後に、9ページ、三崎町の懸案事業になります。

これにつきましては、一番上、1 - 福祉の部門ですけれども、当初小規模通所授産施設整備事業ということで計画をしておりました。県の指示によりまして、新設分につきましては、未採択との回答がありました。その対応といたしまして、精神障害者の通所できる小規模作業所に変更をして計画を見直しております。

次に、中ほどになります。

同じく道路の部門です。3 - 県道鳥井喜木津線、同じく県道佐田岬線、これの県道負担金につきましても、同様に減額をされております。この対応につきましても、道路財源として後年度に留保していくという考え方でおります。

最後、10ページをお願いいたします。

総事業費といたしまして、18億2,390万9,000円、合併特例債4億2,120万円という修正をしております。

次に、別紙ということで、新町建設計画、120ページに及

びます資料を説明させていただきます。

これにつきましては、県の指摘事項によりまして、計画本文中150件以上の修正の指示がありました。文章の表現の仕方、また誤字等の修正がありまして、その修正は県の意見照会の指示に準じまして修正を行ったものを今回提案しております。

まず表紙を御覧いただいたらと思います。

表紙のところですがけれども、枠の囲みのところです。「よるこびの風薫るまち新いかた」と表記しております。町名につきましては、新町名を使用するということになっておりましたので、キャッチフレーズということで平仮名の「いかた」、その前に「新」を表示しております。

次のページをお願いいたします。

目次ということで、第1編将来構想、第2編まちづくり計画という構成になっておまして、最終的に仕上げたものが120ページに及ぶ計画案となっております。

資料の77ページをお願いいたします。

まちづくりの目標について表でまとめております。

一番上に新町の将来像、その下に6つのまちづくりの目標、その下に6つの重点プロジェクトという構成になっております。

次に、88ページをお願いいたします。

第2編ということで、まちづくり計画、施策体系についてまとめております。

次に、94ページをお願いいたします。

6つのまちづくりの目標の具体的な主要事業について、このような形で100万円単位で事業を修正されたものにつきましてまとめております。こういう形で次のページ以降に、6つのまちづくりの主要事業を掲載しております。

最後、119ページをお願いいたします。

10年間の財政計画、前期5カ年、後期5カ年に分けまして修正された最終案を財政計画として提案をさせていただいております。

以上で資料の説明を終わります。

次に、今後の手順について説明させていただきます。

本日の合併協議会におきまして承認をいただきましたら、県

	<p>との事前協議、正式協議を進めさせていただきます。県との手続が完了するまでの間につきましては、継続協議としていただくこととなります。</p> <p>具体的には、今回の合併協議会で承認をいただきましたら、早急に県との事前協議及び正式協議を一体として進めてまいります。県の事前協議から正式協議まで完了するまで約2カ月必要と言われております。正式協議の手続が完了して、県から異議がない旨の回答があった時点で企画小委員会にて最終確認の手続をいただき、その後合併協議会で最終決定をいただくという手順を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上で事務局の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
井 上 会 長	<p>以上、事務局より説明がございましたけれども、ただ今の説明につきまして御意見、御質疑はございませんか。</p> <p>ちょっと資料は膨大な資料になるんですけども、特にございませんか。</p> <p>新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成につきましては、ただ今事務局から説明がありましたように、本日提案された計画案によりまして早急に県の事前協議及び正式協議の手続を進めてまいりまして、その手続が完了して県から異議がない旨の回答があった時点で合併協議会に最終の確認作業をしていただく。そして、新町の建設計画を決定すると、そういうスケジュールを予定いたしております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成につきましては、ただ今事務局より説明のとおりの手順で進めていくこと及び最終確認までの間について継続協議とすることに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>異議なしと認めます。それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>では次に、新規の協議事項について議題といたします。</p> <p>協議第34号各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについてを議題といたします。</p>

調 整 第 1 班 長

事務局の説明を求めます。

失礼します。資料は4ページをお願いいたします。

協議第34号各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについて。

各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年4月27日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。

各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱い。

1、奨学資金貸与事業は、合併時に伊方町の制度を基本に再編する。

2、事業実施の財源として、奨学資金貸付基金を充て、新町においてふるさと創生基金及び一般会計から新たに積立を行い、事業に必要な額を確保するものとする。

3、旧町で貸付けた債権は、すべて新町に引き継ぐ。また、旧町で貸付けた債権の貸付条件については、その契約内容を引き継ぐものとする。

次のページをお願いいたします。

奨学資金貸与事業につきましては、現在3町ともに制度がございますので、その制度の内容等につきましてそれぞれ掲載をいたしております。

まず、事業の目的についてであります。この制度は3町ともに経済的理由により就学困難な学生または生徒に対し、就学に伴い必要となる経費の支払いのための資金を貸与することにより有能な人材の育成を図ることを目的とした制度でございます。

貸付金につきましては、いずれも無利子で貸与するもので、その金額は資料に月額でお示ししておりますように3町間で格差がございます。そのためこの事業につきましては、合併時に伊方町の制度を基本に再編をするという調整方針といたしております。

なお、再編に当たりましては、制度の詳細の内容を項目ごとにどのように調整していくかということになるわけですが、次のページ、6ページを御覧いただきたいと思っております。

このページには、制度の内容を掲載いたしておりますが、貸付けの対象となる学校の定め、奨学金の返還猶予と返還免除の取扱い、更には返還の方法等について各町の制度に違いがございます。今後、調整して統一する必要があるわけですが、その調整方法といたしましては、合併までの間に各町の教育委員会など関係機関の意見を伺いながら合併までに調整をするということにいたしております。

なお、現在の各町の内容につきましては、資料を御覧の上、御確認をいただきまして説明は省略させていただきます。

資料は5ページにお返りください。

次に、この奨学資金の財源についてでございます。

現在、伊方町では、奨学資金貸付基金としてその財源を確保して資金管理をいたしておりますが、単年度の実績で見ますと平成15年度は29人に貸付けを行い、3,172万5,000円の貸付けとなっており、既に基金で保有する財源だけでは不足が生じており、平成15年度は1,300万円、一般会計からの繰入れを行っている状況となっております。

瀬戸町につきましては、ふるさと創生基金の中でその基金の一部を財源として運用をいたしておりまして、平成15年度は22人に対し、718万8,000円を貸付けております。

次に、三崎町についてであります。財源は一般財源ということでありまして、貸付けの実績はゼロであります。

この財源についての調整方針につきましては、事業実施の財源は新町に引き継がれた基金の中から伊方町の奨学資金貸付基金を主として充て、更に瀬戸町及び三崎町のふるさと創生基金と一般会計から新たに必要額の積立を行い、確保するという方針といたしております。

なお、既に貸付けを行い、将来町に返還されるべき貸付金であるこの債権につきましては、財産に関する協議の結果を受けまして、すべて新町に引き継ぐことといたしまして、その貸付条件も合併によって変更され不利益が生じることがないような旧町で貸付けた時点での契約内容を引き継ぐという調整方針といたしております。

なお、先ほど言いましたふるさと創生基金、それから奨学資

<p>井 上 会 長</p>	<p>金貸付基金等につきましては、旧町から持ち込む基金、それから一般会計から新たに積立を行いという、この一般会計は新町の一般会計を指しておりますので、御了承願います。</p> <p>以上、先ほど申し上げましたように詳細につきましては、合併までに調整させていただくということになりますが、奨学資金貸与事業の制度は新町においても継続して実施するということを基本といたしまして、3つの基本的な調整方針を提案させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>井 上 会 長</p> <p>調 整 第 1 班 長</p>	<p>特にないようでありますので、この案件につきましては、事前提案の原則によりまして次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>次に、協議第35号各種事務事業(農業振興事業)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼します。資料は7ページをお願いいたします。</p> <p>協議第35号各種事務事業(農業振興事業)の取扱いについて。</p> <p>各種事務事業(農業振興事業)の取扱いについて、次のとおり提出する。</p> <p>平成16年4月27日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>各種事務事業(農業振興事業)の取扱い。</p> <p>1、農業振興地域整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p> <p>2、地域農政推進対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。</p> <p>3、認定農業者育成事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、認定基準や認定審査会の設置等については、合併時に調整する。</p> <p>4、中山間地域等直接支払事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後に調整する。</p>

5、農業近代化資金利子補給等事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、従前のとおりとする。

6、農地情報管理システムについては、合併後、瀬戸町農用地データシステムに統合する。

7、町単独助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後5年以内に調整する。

8ページをお願いいたします。

調整の内容の欄につきましては、先ほど読み上げた内容と同じでありますので、省略をさせていただきます。現況や課題等の欄について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画につきましては、3町ともに計画を策定いたしておりますが、新町においても速やかに新町の計画を策定する必要があります。策定作業に当たりましては、各町での計画を現行のとおり新町に引き継ぎまして、その計画をベースに新町での一定の方針に基づきまして見直しを行い、計画を策定することといたしております。

なお、新しい計画が策定されるまでに2年から3年の作業期間を要しますので、それまでの間は旧町での計画を適用することになります。

次のページをお願いいたします。

地域農政推進対策事業についてであります。農業振興地域を持つ市町村は、必ずこの地域農政推進対策事業を行う必要があるという定めのもと、3町ともに事業を実施いたしております。事業内容につきましては、認定農業者の育成、農地の流動化のための施策などを行っておりまして、3町間で事業内容に若干の違いはあるものの、その調整方針につきましては合併後に再編するという方針といたしておりますが、専門部会の意見といたしましては調整は難しくはないだろうとの報告を受けております。

次に、11ページをお願いします。

認定農業者育成事業についてであります。従来国は農業政策の推進に当たっては、産地を重視いたしまして、各種支援施策を展開しておりましたが、近年の施策の転換によりまして産

地重視から個々の経営体を重視することとなり、それを単位として重点施策を展開するということで、認定農業者育成制度が生まれたものであります。具体的な支援施策といたしましては、資料に掲げておりますが、資金の融資、税制の特例、経営相談や助言、研修、農地の利用集積、補助事業の採択による支援などとなっております。この支援施策につきましては、3町ともに共通の事業内容となっておりますが、その認定基準や審査会の構成員について違いがありますので、現行のとおり新町に引き継いだ上で、新町において認定審査会を設置し、新たに委員を選任し、更に認定基準の統一を図るという点を調整方針といたしております。

なお、専門部会の説明によりますと、認定基準の内容が各町で若干の違いがあるわけですが、年齢基準の緩和策など特例扱いを設けて実施している部分があるとのこととございます。新町の認定基準の設定につきましては、旧町ごとの特殊事情等も考慮して不都合が生じないように検討する必要があるのではないかとの見解であります。

次に、12ページの中山間地域等直接支払事業について説明いたします。

中山間地域等直接支払事業につきましては、平成12年度から中山間地域の農業生産が平野地の水田等における生産環境に比べて条件が不利であるために、その条件を克服するための国や県の補助金等により実施されております。この制度の最終的な目標は、耕作放棄地の防止を図るものであり、そのための対策についての基本方針を当該地域や集落において策定し、集落協定として締結をいたしております。

なお、各町ごとの状況につきましては、資料のとおりでありますので、御確認をお願いいたします。

具体的な調整方法についてであります。この事業の実施については、国からガイドラインが示されて実施していることから3町間に大きな違いはないということでありまして、基本方針は合併時にすり合わせを行い、新町において基本方針を策定するという、現在の集落協定はそのまま新町に引き継ぐということといたしております。

ただし、現在の補助制度につきましては、平成16年度までの事業となっており、来年度以降の補助制度の存続については明確ではない状況であります。よって、平成17年度以降の事業の実施については、国や県の動向により流動的であることから、調整方針もそのような点も含めまして合併後に調整するという表現とさせていただいております。

次に、13ページの農業近代化資金利子補給等事業についてであります。

各種利子補給制度につきましては、農家等が農業経営に係る資金として金融期間から借入れた資金の償還について一定の利子の負担の軽減を図るもので、3町ともに制度を設けて実施いたしております。この制度につきましては、財産の取扱いの説明資料にも掲げておりましたが、将来に渡って負担が伴うものでありますので、債務負担行為として議会の承認を受けているものであります。よって、旧町で借入れているものについては、従前のおり新町に引き継ぐことといたしております。

なお、制度の詳細については、資料を御確認願います。

次に、15ページの農地情報管理システム整備事業についてであります。

この資料には、瀬戸町と三崎町の状況を掲げておりますが、いずれも国の補助制度を受けて整備をいたしております。伊方町におきましては、該当なしといたしておりますが、全くシステムがないというのではなくて、別の形でデータ化は進めているそうであり、比較対照とならないとのことから省略させていただいております。このシステムにつきましては、合併後は新町全体のシステムとして整備、統一する必要があることから、比較的使いやすい瀬戸町のシステムに統合するという方針であります。

なお、統合に当たりましては、農業分野だけでなく、行政情報の様々な分野で活用できるシステムの整備が求められております。

最後に、16ページの町単独助成事業についてであります。

3町で実施いたしております町独自の助成事業につきましては、資料16ページと17ページに掲載のとおりであります

井上会長	<p>が、それぞれ農業振興施策の取り組みの姿勢や、町、地域の環境条件の違いなど、様々な過去の経緯などの違いがあり、合併時にすべて統一して一本化することは非常に困難であります。よって、調整方針といたしましては、現在各町で実施している制度を尊重することといたしまして、合併時には現行のまま新町に引き継ぎ、合併後5年の間にそれぞれの実情等を考慮して調整を図るという調整方針といたしております。</p> <p>以上、農業振興事業について7つの基本的な調整方針を提案させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局から説明がございましたが、ただ今の説明につきまして御質疑はございませんか。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでありますので、本案件につきましても、事前提案の原則により次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>それでは、次に、その他に入ります。</p> <p>その他の1番、第17回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。18ページをお願いいたします。</p> <p>第17回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程についてでございます。</p> <p>次回、合併協議会につきましては、5月28日金曜日2時から三崎町民会館で開催をいたしたいと思っておりますので、御出席方よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
井上会長	<p>日程につきまして、以上説明がございましたが、御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>それでは、合併協議会の日程につきましては、事務局提案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

井上会長	<p>異議なしと認めます。それでは、次回の合併協議会は5月28日金曜日午後2時から三崎町民会館で開催することに決定いたしました。委員の皆様方の御出席をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、それぞれの小委員会の招集、開催につきましては、審議案件等の準備ができたものから開催いたしたいと思います。準備ができればその案件につきまして、小委員会の委員長さんと御協議の上、開催日程等について後日決定いただくこととなりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。</p> <p>その他で何か御意見、御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、以上で本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。</p>
協議会事務局長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして、宮本副会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
宮本副会長	<p>長時間に渡り、慎重審議をいただきましてありがとうございました。</p> <p>合併協議もいよいよ大詰めを迎えております。更なる皆様方の御尽力、御奮闘、御協力をお願いいたしまして、本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。</p>
協議会事務局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして本日の会議の全日程を終了いたします。</p> <p>全員御起立願います。礼。どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員